

令和6年度 しゅうがくえんじょ 就学援助制度のご案内（入学後）



新座市では、経済的な理由により教育の機会が失われないように、  
学用品費・修学旅行費・学校給食費などの  
 一部を援助しています。

援助を希望する方は申請が必要です。  
 令和5年度就学援助を受けている場合は、  
 令和6年3月頃、継続申請のご案内を送付します。

1 対象となる方

新座市に住民登録があり、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方（生活保護を受給している方は対象外）

承認基準	申請時の添付書類
① 生活保護を停止又は廃止された方	生活保護受給証明書※1
② 児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書※1
③ ・市町村民税の非課税または減免 ・国民年金保険料の減免 ・国民健康保険料の減免又は徴収の猶予 のいずれかを受けている方	各種承認・決定通知書※1
④ 上記以外で、経済的理由により学用品等の支払いが困難な方 ☞ 同一生計世帯全員（年金収入のみや学生の方も含む）の令和5年中の総所得金額の合計が下記の認定基準金額を下回れば認定	令和6年1月1日に新座市に <u>住民登録がある方</u> …所得書類不要 <u>住民登録がない方（転入者）</u> …令和6年度所得証明書が必要

※1…令和5年度又は令和6年度に決定された場合に限りです。

【④の認定となる所得金額の目安】 ※年齢・家族構成等により基準額は異なります※

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
持家（円）	約170万	約232万	約295万	約365万	約414万
借家（円）	約267万	約329万	約392万	約462万	約511万

申請時に判定をお調べすることはできません。

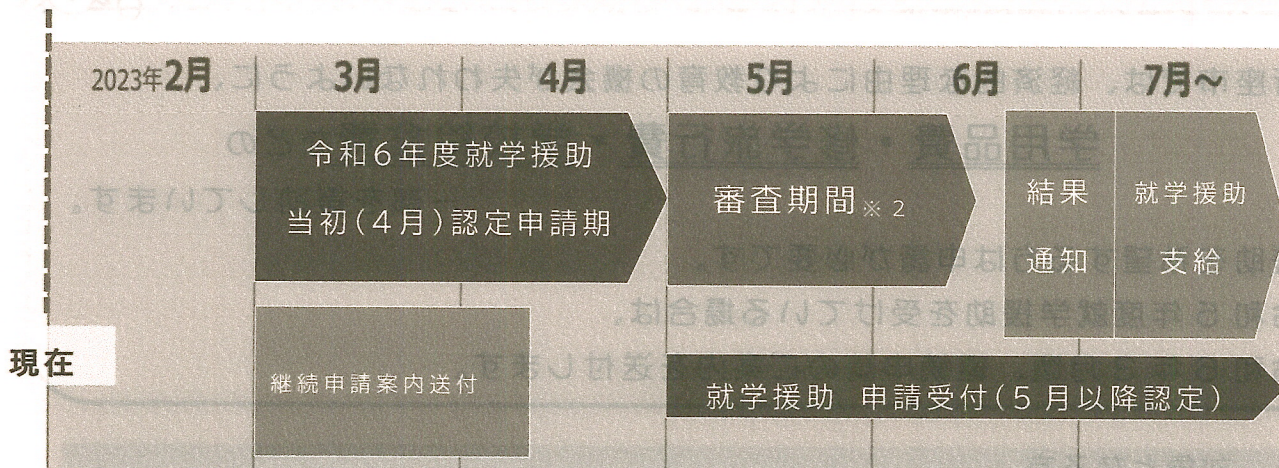
2 主な支給費目（令和5年度の一部支給例：年額）4月認定の場合

費目	支給金額【小学校】	支給金額【中学校】	備考
学用品費等	1年生：11,630円 2～6年生：13,900円	1年生：22,730円 2,3年生：25,000円	月割りにして学期ごとに支給
新入生物学用品費	1年生：54,060円	1年生：63,000円	4月認定の方のみ対象
修学旅行費	6年生：対象経費	3年生：対象経費	実施後1～2か月程度で支給
学校給食費	実費額	実費額	給食を実施した翌月に支給
オンライン学習費	実施学年：6,000円	実施学年：6,000円	月割りにして学期ごとに支給

入学前支給を受けた場合は入学後の支給はありません。

※ 費目は一部です。その他の費目は市HPで確認してください。

### 3 スケジュール



※2…審査期間中や認定以降も、学校納入金の集金の発生する可能性があります。集金があった必ず場合はお支払いください。後日、対象経費を支給します。

### 4 必要書類と申請方法

【申請期間】 令和6年3月1日(金)～随時

※当初(4月)認定となるのは4月30日(火)までの申請です。

【必要書類】

必要書類	対象となる方
口座証明書(通帳やキャッシュカードの写し)	全員必要
契約期間内の賃貸契約書の写し	借家にお住まいの方のみ
表面「1 対象となる方」記載の承認基準別の必要書類	必要な方のみ

電子申請の場合、  
必要書類の電子データ  
をご用意ください。

【申請方法】 電子申請フォームから申請をしてください。

令和6年2月下旬頃、

新座市ホームページにて申請フォーム等を公開します。

新座市ホームページはこちら▼

<http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/49/syugakuennijo.html>

※ 電子申請の環境がない方等は3月以降、学務課や学校から申請書をお取り寄せいただき、学務課窓口に申請書と必要書類を揃えて申請してください。



【決定通知等】 令和6年6月下旬頃、結果を保護者宛に通知します。

- ・ 当初認定の場合、4月分から遡って対象経費をお支払いします。
- ・ 就学援助は学校の集金がすべて免除になる制度ではありません。



【問合せ】 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

新座市教育委員会学務課 就学援助担当 電話 048-477-6869(直通)